

介護老人保健施設 備中荘 運営規程

指定通所リハビリテーション

指定介護予防通所リハビリテーション

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人恩賜財団済生会支部岡山県済生会が運営する、介護老人保健施設 備中荘 の指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下、「指定通所リハビリテーション等」という）の適正且つ円滑な運営を図るため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設が要支援状態及び要介護状態にある利用者に対し、適正な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 この事業は、要支援状態及び要介護状態にある利用者に対し、適切なリハビリテーションを行うとともに、日常生活を援助し、心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すよう努める。

2 前項実現のため、次の諸点に配慮する。

医学、心理学、科学的知識、技術に基づき、各人の心身の状態に応じたケアプランを作成し、看護、介護及び機能訓練を行うとともに、明るく楽しい環境のもとに充実した通所生活が送れるように努める。また、送迎サービス、入浴介助サービス、栄養のバランスに配慮した給食サービスも行う。

3 施設の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 施設は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 当施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 備中荘（デイケアセンター事業）
- (2) 所在地 岡山市北区高松原古才600-5

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（医師） 1人 （常勤）
従業者に指定通所リハビリテーション等の運営に関する基準を順守させさせるための必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1人以上 （常勤）

利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導を行う。

- (3) 介護職員 2人以上 (常勤)

指定通所リハビリテーション等の提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な介護を行う。

- (4) 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士 1人以上 (非常勤)

利用者の機能訓練及び、日常生活動作能力の向上を目指し、援助・指導を行う。

- (5) 看護職員 1人以上 (非常勤)

医師の指示に基づき投薬、検温、処置、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。

- (6) 管理栄養士 1人以上 (常勤)

利用者の栄養や心身の状況、嗜好を考慮し、バラエティーに富んだ食事を提供するほか、食事相談等を行う。

- (7) 運転手 1人以上 (非常勤)

利用者の送迎業務を行う。

- 2 運営、管理上必要があると認められるときは、定員外の職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 通所サービスの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 月曜日～金曜日。但し、その週のうちに祝日がある場合は、その週の土曜日は営業日とし、国民の祝日・年末年始の12月29日～1月3日迄を除く。
- (2) 営業時間は8時30分～17時30分、サービス提供時間は10時～17時迄とする。

(利用定員)

第6条 利用定員は次のとおりとする。

25名（1単位）

(通所サービス等)

第7条 通所サービスの利用について以下のとおりとする。

- (1) 利用者の心身の状況及び病状、その置かれている環境に照らし適切な医療ケアと機能訓練が必要な要支援状態、要介護状態の方々を対象に通所サービスを提供する。
- (2) サービスの提供にあたっては、重要事項を記した文書を交付、説明し、利用者とその家族の同意を得るものとする。
- (3) 正当な理由なく通所サービスの提供を拒まない。

(事業の実施区域)

第8条 通所サービス事業の通常の実施区域を以下のとおりとする。

岡山市：中山・高松・吉備・足守中学校区、三門・大野・横井小学校区

(利用料等)

第9条 利用料等の額は別紙「利用料一覧表」のとおりとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなった時はすみやかに申しでる。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供中に、利用者に病状の急変等が生じた場合等の対応方法は次の通りとする。

- 1 従業者は、利用者に病状の急変等が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 従業者は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 施設は利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、指定通所リハビリテーション等の提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 3 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策等)

第13条 施設は、当該施設が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携体制を整備し、それらの内容（次項において「計画等」という）を定期的に従業者に周知するものとする。

- 2 施設は、当該施設の見えやすい場所に、計画等の概要を掲示等するものとする。
- 3 施設は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行うものとする。
- 4 施設は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図れるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、居宅介護サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制整備に努めるものとする。
- 5 施設は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の研修)

第15条 施設は、従業者の資質向上を図るため、研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施し従業者の計画的な人材育成に努めるものとする。

(身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続)

第16条 施設は、指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録し、利用者の家族等に連絡、説明し同意を得るものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
 - (2) 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(虐待防止のための措置に関する事項)

第17条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定。
 - (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催して、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (3) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修を定期的実施する。
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置。
- 2 施設は、指定通所リハビリテーション等の提供中及び利用者の居宅において、当該施設の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第 18 条 施設は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情解決体制の整備)

第 19 条 施設は、指定通所リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、指定通所リハビリテーション等の提供に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、提供した指定通所リハビリテーション等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持)

第 20 条 施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又そのための必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理)

第 21 条 施設は、従業者の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、設備及び備品等についても、衛生的な管理に努めるものとする。

また、深夜勤務に就く者は年 2 回以上の健康診断を実施するものとする。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(協力病院)

第 22 条 施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておくものとする。

済生会吉備病院

(利用者及びその家族等の守るべき事項)

第 23 条 利用者及びその家族等は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火気の取扱に注意すること。

- (2) 建物、備品、その他の器具を破損または、持ち出さないこと。
- (3) 喧嘩、口論または泥酔、暴行等により他人に迷惑を掛けないこと。
- (4) 破廉恥な行為及び公の秩序を乱す行為をしないこと。
- (5) その他、事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

(その他の運営に関する重要事項)

第 24 条 その他の運営に関し以下の事項に留意する。

- (1) 事業の会計は、その他の事業の会計と区別する。
- (2) 施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。又、指定通所リハビリテーション等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。又、指定通所リハビリテーション等の提供に関する諸記録を利用者ごとに保管し、常にリハビリテーション従事者により閲覧が可能であるよう整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- (3) 施設の見えやすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務の体制、その他のサービスの選択に必要な重要事項を閲覧可能な形でファイル等で備え置く等するものとする。また、インターネットを利用し閲覧可能な状態としておくものとする。

第 25 条

この規程に定めるもののほか、施設の管理上必要な事項は管理者が別に定める。

附則

この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

平成 25 年 4 月 1 日一部改正。

平成 26 年 4 月 1 日一部改正。

平成 26 年 12 月 1 日一部改正。

平成 27 年 4 月 1 日一部改正。

平成 27 年 9 月 1 日一部改正。

平成 28 年 4 月 1 日一部改正。

平成 29 年 4 月 1 日一部改正。

平成 29 年 11 月 1 日一部改正。

平成 30 年 4 月 1 日一部改正。

令和 元年 10 月 1 日一部改正。

令和 2 年 10 月 16 日一部改正。

令和 3 年 4 月 1 日一部改正。

令和 4 年 4 月 1 日一部改正。

令和 6 年 4 月 1 日一部改正。

令和 6 年 6 月 1 日一部改正。

令和 7 年 8 月 1 日一部改正。

令和 8 年 6 月 1 日一部改正。

令和 8 年 8 月 1 日一部改正。